

鳥取県選挙管理委員会告示第24号

平成24年8月2日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりであるので、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により告示する。

平成24年7月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

1 投票を行うこととなったとき

- (1) 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎第20会議室
- (2) 日時 平成24年8月6日 午後2時

2 投票を行わないこととなったとき

- (1) 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎第20会議室
- (2) 日時 平成24年8月2日 午後2時